

議案第10号

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

施設部を設置する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

葛飾区組織条例（昭和39年葛飾区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「総務部」を「総務部

施設部」に改める。

第2条の表総務部の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項の次に次のように加える。

施設部

- (1) 施設の有効活用の推進に関すること。
- (2) 営繕に関すること。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。